

令和7年度札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター運営業務 提案説明書（企画提案募集要領）

1 業務名

令和7年度札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター運営業務

2 事業の概要

札幌市が指定する場所にて、「札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター」を運営し、企業の働き方改革の推進や人材確保に資する業務を行うとともに、札幌市が別途実施する補助金に係る事務を行う。

なお、業務の詳細については、企画提案仕様書を参照すること。

3 事業者の選定

札幌市は、企画提案（プロポーザル）方式により上記2に掲げる事業を実施する選定事業者を募集し、「令和7年度札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター運営業務企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において審査の上、（企画提案書の提出者が5者以上の場合は書面審査を実施し、上位4者までの企画提案を選定）1事業者を選定する。

4 事業実施期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

5 参加資格要件

この企画提案に応募する事業者は次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 札幌市内に活動拠点（本社または営業所等）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿掲載者（申請中の者については、企画提案書の提出期限までに登録されていること）
- (5) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適合要件に該当しない者
- (6) 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (7) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）に該当しない者。または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係しない者
- (9) 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）に該当しない者
- (10) 宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）に該当しない者
- (11) 企画提案方式による応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること。
- (12) 複数企業による共同企業体（JV）での応募ではないこと。

6 参加資格の喪失

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当する場合は、評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

7 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない若しくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。申立ての提出先等は次のとおりとする。

- (1) 提出先
札幌市経済観光局産業振興部雇用労働課
（札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所15階）
- (2) 受付時間
平日8時45分～17時15分

8 企画提案事項

本事業における各種業務について、「令和7年度札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター運営業務企画提案仕様書」の各規定で特記した内容及び各業務の主要な評価項目（下記）を踏まえた企画提案を行うこと。

- (1) 運営体制
 - ・ 事業責任者、相談員等の人数及び組織体制
 - ・ 配置及び派遣（コンサルティング支援、働き方改革テレワーク補助金専門家派遣枠、求人情報発信補助金の専門家派遣支援）する専門家の経歴、保有資格等
- (2) はたサポ運営業務
 - ア 相談対応
 - ・ 支援にあたっての基本的な考え方
 - ・ 具体的な相談対応方法、流れ
 - ・ 集客のための取組、工夫
 - ・ 自社の業務がテレワークになじまないと考えている企業へのアプローチ方法
 - ・ 札幌市就業サポートセンターや札幌中小企業支援センターとの効果的な連携方法
 - イ セミナー
 - ・ 内容、実施回数、会場、定員、講師等
 - ・ 集客のための取組、工夫
 - ウ 出前講座
 - ・ 内容、実施回数、専門家（講師）等
 - ・ 集客のための取組、工夫
 - エ コンサルティング支援

- ・具体的な支援方法、流れ
 - ・集客のための取組、工夫
- オ 支援事例の周知
- ・はたサポ公式ホームページの内容、公開時期
 - ・作成する好事例周知冊子における記載内容・工夫
 - ・事例発表会の内容や集客のための取組、工夫
- (3) 札幌市働き方改革テレワーク導入補助金運用支援
- ・申請書等の点検体制
 - ・実施状況の確認方法
 - ・短期間に申請が集中した場合の対応（点検体制の強化など）
 - ・専門家によるコンサルティング内容
 - ・申請推奨のための取組、工夫
- (4) 札幌市求人情報発信補助金運用支援
- ・申請書等の点検体制
 - ・実施状況の確認方法
 - ・企業により採用時期が分かれることを踏まえ短期間に申請が集中しないような工夫
 - ・専門家によるコンサルティング内容
 - ・申請推奨のための取組、工夫
- (5) 広報
- ・活用する広報媒体、内容、頻度等
 - ・パンフレット・ポスターの作成部数、想定する配架場所
 - ・はたサポ公式ホームページの内容、公開時期
 - ・その他の広報手法及び回数等
- (6) 独自提案事項
- ・本業務を実施するうえでの、独自の取組
- (7) その他
- ・全体の年間スケジュール
 - ・業務目標達成のための取組、工夫
 - ・類似事業の受託実績
 - ・事業実施に係る経費内訳

9 企画提案に係る主なスケジュール

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| (1) 公示 | 令和7年1月20日（月） |
| (2) 事業実施に関する質問受付 | 令和7年1月20日（月）～1月27日（月）12時 |
| (3) 企画提案参加意思確認書の提出締切日 | 令和7年1月29日（水）17時15分 |
| (4) 企画提案書の提出締切日 | 令和7年2月3日（月）12時 |

参加資格を満たしている企画提案書の提出者が5者以上の場合は、企画提案書の書面審査を実施する。結果については、企画提案書の提出者に令和7年2月10日（月）付で通知を行う。

参加資格を満たしている企画提案書の提出者が5者未満の場合は、書面審査（1次審査）は実施せず、2月10日（月）までにプレゼンテーションの開始時間等についての通知を行う。

- (5) 【5者以上の場合】企画提案書の書面審査 令和7年2月5日（水）
- (6) 【5者以上の場合】書面審査の結果通知 令和7年2月10日（月）
- (7) 企画提案書のプレゼンテーションの実施 令和7年2月13日（木）
- (8) 契約候補者の発表 令和7年2月18日（火）以降
- (9) 契約締結予定日 契約候補者決定後、札幌市の指定する日

10 事業に関する質問受付及び回答

(1) 質問

企画提案への参加を希望する事業者からは、質問を受け付ける。

質問がある場合については、下記の期間に「質問書」（様式1）を提出すること。

ア 受付期間

令和7年1月20日（月）から令和7年1月27日（月）12時（必着）

イ 提出先

札幌市経済観光局産業振興部雇用労働課

（札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所15階）

ウ 提出方法

電子メールで、質問書を受け付ける（電話や窓口での質問は受け付けない）。

その際、件名は「令和7年度札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター運営業務に係る質問書」とすること。

【電子メールアドレス】koyou@city.sapporo.jp

(2) 回答

質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答することとし、それ以外の質問については質問者に対する回答に加えて、取りまとめの上、札幌市ホームページ上にも公表する。

なお、質問書以外での問い合わせ及び受付期間内に到着しなかった質問書については、原則として回答しない。

11 企画提案参加意思確認書の提出

企画提案への参加を希望する事業者は下記のとおり、「企画提案参加意思確認書」（様式2）を提出すること。提出期限までに企画提案参加意思確認書を提出しない場合は、本事業に係る企画提案への参加は認めない。

(1) 提出期限

令和7年1月29日（水）17時15分（必着）

(2) 提出方法

直接持参とする。（受付時間：平日8時45分～17時15分）

(3) 提出先

札幌市経済観光局産業振興部雇用労働課

（札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所15階）

(4) その他

企画提案への参加意思確認書を提出しない場合は、企画提案書の提出を認めないものとする。

12 企画提案書の提出

企画提案への参加を希望する事業者は、下記のとおり企画提案書を提出すること。提出期限までに下記(4)に記載する必要書類を提出しない場合は、参加意思を取り下げたものとみなす。

(1) 提出期限

令和7年2月3日(月)12時(必着)

(2) 提出方法

直接持参とする。(受付時間:平日8時45分~17時15分。2月3日は12時まで)

(3) 提出先

札幌市経済観光局産業振興部雇用労働課
(札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所15階)

(4) 提出書類及び部数

ア 「企画提案提出書」(様式3) 1部

イ 企画提案書 10部

(ア) A4判、片面印刷、25ページ以内とすること(企画提案提出書、表紙、目次は除く)。

(イ) 表紙及び目次を除き、企画提案書下部にページ数を入れること。

(ウ) 企画提案書の表紙には、提案事業者の名称、事業所の所在地、代表者の氏名、本提案責任者の氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

(エ) 提案書とは別に資料を提出することは認めない。

ウ 「企画提案の概要」(様式4) 1部

A4判、片面1ページ以内に収まる簡潔な内容とし、文字は9ポイントで固定とする。電子データ(エクセルファイル)を電子メールでも提出すること。

【電子メールアドレス】koyou@city.sapporo.jp

(5) 提出後の変更

提出された企画提案書等は、提出後の差換え、変更及び取消は認めない。また、返却には応じないものとする。

(6) 無効の取扱い

提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明な場合

イ 本提案説明書、企画提案仕様書に従って作成されていない場合

ウ 下記14に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

エ 同一の事業者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合

オ 企画提案方式による公正な企画提案を妨げた場合

カ 次に該当する場合

民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

(7) その他

ア 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式5)を提出すること。

イ 企画提案書の再提出は認めない。

ウ 「取下願」の提出があった場合も、すでに提出した企画提案書は返却しない。

13 書面審査の実施

本事業に企画提案しようとする事業者が5者以上の場合は、「令和7年度札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター運營業務企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、下記のとおり企画提案書の書面審査を行い、上位4者の企画提案を選定し、企画提案書提出事業者に通知するものとする。

ただし、審査の結果4者に満たない場合もある。

(1) 書面審査実施日

令和7年2月5日（水）

(2) 書面審査内容

- ア 事業の理解度について（配点20点）
- イ 企画書の体裁について（配点10点）
- ウ 提案の実現性について（配点10点）
- エ 提案の妥当性について（配点10点）

(3) 書面審査結果の通知

書面審査を実施する場合に限り、令和7年2月5日（水）までに電子メールにて通知する。審査結果については令和7年2月10日（月）に電話で通知し、追って文書で通知する。

14 企画提案書のプレゼンテーションの実施

企画提案書を期日までに提出した事業者は、札幌市の指定する日時に、実施委員会に対し企画提案書の内容についてのプレゼンテーションを実施すること。

(1) プレゼンテーション実施日（予定）

令和7年2月13日（木）（開始時間については、別途連絡する。）

(2) 実施場所

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎12階5号会議室

(3) 実施方法

- ア 出席者は1事業者あたり3名以内とする。
- イ 持ち時間は40分（説明20分、質疑20分）程度とし、札幌市の指示した時刻から、順次個別に行う。
- ウ プレゼンテーションに出席しない事業者の提案は無効とする。
- エ 事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案すること。当日の資料追加及びプロジェクター・パソコンを使用した提案は認めないものとする。

15 企画提案審査の実施及び審査基準

- (1) 実施委員会は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの実施後、直ちに別に定める審査要領に基づいて審査を行い、最も高い評価を受けた1事業者を契約候補者に選定する。
- (2) 審査は、提出された企画提案書による審査を基本とするが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。
- (3) 審査に当たっては、企画提案項目に応じた配点と、企画提案全体に対する配点を行う。評価に当たり、一部項目において重点加算方式を行う。

ア 審査に当たっては、次の事項を評価する。

- (ア) 運営体制（配点 20 点）
- (イ) はたサポ運営（配点 30 点）
- (ウ) 補助金運用支援（配点 10 点）
- (エ) 広報（配点 15 点）
- (オ) 独自提案事項（配点 10 点）
- (カ) 事業全体に係る事項（実施スケジュール、類似事業実績等）（配点 15 点）

イ 企画提案書の提出締切日時点において提案事業者が札幌 SDGs 企業登録制度の登録企業である場合は、本業務と SDGs との親和性を考慮し委員全員の合計評点に 5 点加点する。ただし、上記審査項目をもって満点評価となった提案事業者については加点しない。

ウ 同点の場合は、事業者の事業実績を評価する。それでもなお同点の場合は、当該企画提案者を対象として、くじ引きにより選定する。

- (4) 審査に当たっては、審査票の点数の 6 割を最低基準点と定め、総得点が最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

16 選定結果の通知等

実施委員会において、審査の結果、最低基準点以上の得点を得た事業者の中から最も高い評価を受けた 1 者を契約候補者とする。また、企画提案を行う事業者が 1 者であっても、最低基準点を満たしている場合は、契約候補者とする。

なお、選定した事業者については決定通知を、落選した事業者には落選通知を送付する。

- (1) 通知日（予定）

令和 7 年 2 月 18 日（火）以降

- (2) 対象業務の委託

ア 原則として、実施委員会で選定された契約候補者へ業務を委託する。

イ 札幌市は、選定した契約候補者と別途指名見積合せを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結する。

ウ 選定した契約候補者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を選定する。ただし、次点の評価を受けた事業者が最低基準点に満たない場合は選定しない。

- (3) 選定結果についての疑義の申立て

ア 企画提案者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。ただし、持参により提出するものとし、郵送や電子メール等によるものは受け付けない。

イ 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日の翌日から起算して 5 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、書面により回答する。

ウ 疑義の申立ての提出先及び受付時間は上記 11 に記載の提出先等と同じとする。

17 選定後の手続き等

- (1) 契約候補者は、札幌市が指定する日までに以下の手続きを行うこと。

企画提案に基づいて実施する令和7年度札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター運営業務に関する委託契約の締結

- (2) 上記(1)に規定する契約書については、資料「契約書(案)」に基づいた内容とする。
- (3) 委託契約の締結日は、別途、札幌市から指示した日とする。

18 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

19 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 札幌市と受託者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、詳細は協議の上決定する。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更する場合がある。
- (3) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、企画競争方式による企画提案の実施を延期又は取りやめることがある。
- (4) 委託業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の性質上特に札幌市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (5) 実際の委託業務の内容については、提案した企画の内容を基本とし、詳細は札幌市と受託者の協議により決定する。
- (6) 本事業は札幌市議会において令和7年度予算案が可決された場合に実施する。